「佐渡金銀山」保存・活用行動計画 事業一覧 (第3章)

章 · 節	取組項目	取組概要	事業(施策)名	推進体制		着手・実施期間
후 · 即				行政 官	民協働 関係機関	(短期) (中長期) ~H30 ~H34
第3章 佐渡金銀山の保存管理					T	
	1 世界遺産の保存管理	ユネスコへ提出する世界遺産登録推薦書で 示した内容に基づき、定期的かつ体系的な 経過観察を行う。	世界遺産包括的保存管理計画に 基づく保存管理		県文化行政課、佐渡市世界遺産 推進課	
	遺跡の保存等に係る調査研究の	長期的な視点に立った調査研究の計画を策 定し、研究を推進する。	佐渡金銀山遺跡等発掘調査		県文化行政課、佐渡市世界遺産 推進課	
	推進		佐渡鉱山関係資料調査		県文化行政課、佐渡市(世界遺 産推進課、社会教育課)	
	3 文化財保護法に基づく保存管理	文化財保護法に基づき、遺跡の保存管理を行う。	法令・規則等に基づく文化財保 護のための行政措置の徹底		県文化行政課、佐渡地域振興局 (地域整備部、農林水産振興 部)、佐渡市(世界遺産推進 課、社会教育課)	
	4 各種計画に基づく保存管理	史跡保存管理計画や重要文化的景観保存計 画等各種計画に基づき、対象エリアの保存 管理を行う。	史跡保存活用計画に基づく保存 管理		県文化行政課、佐渡地域振興局 (地域整備部、農林水産振興 部)、佐渡市(世界遺産推進 課、社会教育課)	
			重要文化財保存活用計画に基づ く保存管理		県文化行政課、佐渡地域振興局 (地域整備部、農林水産振興 部)、佐渡市(世界遺産推進 課、社会教育課)	
			重要文化的景観保存計画に基づ く保存管理		県文化行政課、佐渡地域振興局 (地域整備部、農林水産振興 部)、佐渡市(世界遺産推進 課、社会教育課)	
	5 景観条例に基づく景観保全	佐渡市景観条例に基づき、遺跡周辺の景観 保全を行う。	景観条例の周知化		県都市政策課、佐渡地域振興局 地域整備部、佐渡市(世界遺産 推進課、建設課)	
	6 景観に配慮したデザインの検討	景観に配慮した公共事業等のデザインのあ り方について検討する。	景観アドバイザー制度の拡充		県都市政策課、佐渡地域振興局 地域整備部、佐渡市(世界遺産 推進課、建設課)	